

# 秋田県公報

## 目 次

○家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則(七・農畜産振興課)……………	1
○秋田県種畜の貸付け及び種畜等の譲渡に関する規則の一部を改正する規則(八・農畜産振興課)……………	17
告 示	
○青少年に有害な図書類の指定(一一二・県民文化政策課)……………	30
○青少年に有害な興行の指定(一一三・県民文化政策課)……………	30
○漁船損害等補償法による付保義務の発生(一一四・団体指導室)……………	30
○障害者就業・生活支援センターの指定(一一五・雇用労働政策課)……………	30
○技能検定実技試験出願の申請手数料(一一六・雇用労働政策課)……………	30
○平成二十一年度前期技能検定(一級、二級、三級及び単一等級)の実施(一一七・雇用労働政策課)……………	32
○平成二十一年度技能検定(随時実施)の実施(一一八・雇用労働政策課)……………	34
○道路の供用開始(一一九・道路課)……………	35
○道路区域の変更(一二〇・道路課)……………	35
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)……………	36
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(二四)……………	36
○各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(二五)……………	36
公営企業管理規程	
○秋田県公営企業行政文書管理及び公印取扱規程の一部を改正する規程(二一)……………	36

## 規 則

○秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程(三)……………36

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十一年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

### 秋田県規則第七号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則  
家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「別に定める様式による受講願書」を「様式第一号による願書」に改める。

第三条中「別に定める様式」を「様式第二号」に改め、「許可証」の下に「(以下「許可証」という。)」を加える。

第十条中「家畜改良増殖法施行令、家畜改良増殖法施行規則」を「令、省令」に改め、「住所」の下に「又は飼養する種畜の所在地」を加え、同条を第十四条とする。

第九条中「家畜改良増殖法施行令」を「家畜人工授精師は、令」に、「知事に別に定める様式による届出書」を「様式第十号による返納書を知事に」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の三条を加える。

(許可証の書換交付の申請)

第十一条 許可証の記載事項の変更により許可証の書換交付を申請しようとする者は、様式第十一号による申請書に当該許可証及び当該変更を証する書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第十二条 許可証の亡失又は損傷により許可証の再交付を申請しようとする者は、様式第十二号による申請書を、知事に提出しなければならない。この場合において、当該再交付の申請が許可証の損傷によるものであるときは、当該許可証を添付しなければならない。

2 許可証の再交付を受けた者は、亡失した許可証を発見した場合にあっては、様式第十三号による返納書に当該許可証を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(家畜人工授精所を管理すべき獣医師等の変更の届出)

第十三条 家畜人工授精所の開設者は、当該家畜人工授精所を管理すべき獣医師若しくは家畜人工授精師に変更があったとき、又は省令第三十三条に規定する当該家畜人工授精所の構造、設

備若しくは器具に変更があったときは、様式第十四号による届出書に当該変更を証する書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

第八条中「昭和二十五年政令第二百六十九号」の下に「。以下「令」という。」を加え、「知事に別に定める様式による届出書」を「様式第九号による返納書を知事に」に改め、同条を第九条とする。

第七条を第八条とする。

第六条中「別に定める様式」を「様式第八号」に、「知事」を「施設の長」に改め、同条を第七条とする。

第五条第一項第一号中「別に定める様式による成績報告書」を「様式第四号による報告書」に改め、同項第二号中「別に定める様式による現況報告書」を「様式第五号による報告書」に改め、同条第二項中「別に定める様式による注入報告書」を「様式第六号による報告書」に、「別に定める様式による経過報告書」を「様式第七号による報告書」に改め、同条を第六条とする。

第四条中「家畜改良増殖法施行規則」の下に「(以下「省令」という。)」を加え、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

(家畜人工授精所の開設の許可の取消し)

第四条 家畜人工授精所の開設者は、法第二十六条第一項の規定による家畜人工授精所の開設の許可の取消しの申請をするときは、様式第三号による申請書に許可証を添えて、これを知事に提出しなければならない。

附則の次に次の十四様式を加える。

様式第1号 家畜人工授精師養成講習会受講願書(第2条関係)

(A4判)

家畜人工授精師養成講習会受講願書

年 月 日

秋田県知事 様

本籍地

現住所

氏 名

Ⓔ

年 月 日生

年 月 日から開催される次の講習会を受講したいので、家畜改良増殖法施行細則第2条第3項の規定により履歴書を添えて提出します。

1 家畜の種類

2 講習会の別

様式第2号 家畜人工授精所開設許可証 (第3条関係)

(A4判)

家畜人工授精所開設許可証

記号及び番号  
年 月 日

開設者  
住所  
氏名 様

秋田県知事 ㊟

家畜改良増殖法第24条の規定により、次のとおり許可する。

- 1 所在地
- 2 名称

様式第3号 家畜人工授精所開設許可取消申請書 (第4条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

届出人

住所

氏名

印

家畜人工授精所の開設の許可の取消しについて(申請)

家畜人工授精所の開設の許可の取消しを受けたいので、家畜改良増殖法第26条第1項の規定により申請します。

1 所在地及び名称

2 申請の理由







様式第6号 精液注入報告書(第6条関係)

(A4判)

様

年 月 日

獣医師又は家畜人工授精師  
住所  
氏名

㊟

精液の注入について(報告)

次のとおり精液の注入を行ったので、家畜改良増殖法施行細則第6条第2項の規定により報告します。

1 注入精液

種雄畜の名前	精液証明書番号	精液量	注入年月日及び注入時間
	号	cc	年 月 日 時

2 雌畜及び飼養者

品種	名前	登録又は登記番号	生年月日	毛色	特徴	血統	
						父	母
住所				氏名			

3 注入回数  
回目の注入



様式第8号 精液譲渡申請書(第7条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

申請人  
住所  
氏名

㊟

精液の譲渡について(申請)

次の精液の譲渡を受けたいので、家畜改良増殖法施行細則第7条第1項の規定により申請します。

種雄畜名及び譲渡希望年月日

品 種	名 前	希望数量	希望年月日	摘 要

様式第9号 種畜証明書返納書(第9条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

種畜飼養者

住所

氏名

印

種畜証明書の返納について(届出)

家畜改良増殖法施行令第7条の規定により、種畜証明書を返納します。

1 返納理由

2 事由発生年月日

(注) 農林水産大臣から交付されたものについては、農林水産大臣あてとしてください。

様式第10号 家畜人工授精師免許証返納書 (第10条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

届出人

住所

氏名

㊞

家畜人工授精師免許証の返納について (届出)

家畜改良増殖法施行令第11条の規定により、家畜人工授精師免許証を返納します。

1 返納理由

2 事由発生年月日

様式第11号 家畜人工授精所開設許可証書換交付申請書 (第11条関係)

(A 4判)

年 月 日

秋田県知事 様

申請者

住所

氏名

㊞

家畜人工授精所開設許可証の書換交付について (申請)

家畜改良増殖法施行細則第11条の規定により、家畜人工授精所開設許可証の書換交付を申請します。

1 変更事項

2 変更年月日

様式第12号 家畜人工授精所開設許可証再交付申請書(第12条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

申請者

住所

氏名

㊞

家畜人工授精所開設許可証の再交付について(申請)

家畜改良増殖法施行細則第12条第1項の規定により、家畜人工授精所開設許可証の再交付を申請します。

- 1 再交付する許可証に係る家畜人工授精所の名称及び所在地
  
- 2 許可番号及び許可年月日
  
- 3 亡失又は損傷の理由

様式第13号 家畜人工授精所開設許可証返納書 (第12条関係)

(A 4 判)

年 月 日

秋田県知事 様

返納者

住所

氏名

㊞

家畜人工授精所開設許可証の返納について (届出)

家畜改良増殖法施行細則第12条第3項の規定により、家畜人工授精所開設許可証を返納します。

様式第14号 家畜人工授精所管理獣医師等変更届出書(第13条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

申請者

住所

氏名

印

家畜人工授精所を管理すべき獣医師等の変更について(届出)

家畜改良増殖法施行細則第13条の規定により、家畜人工授精所を管理すべき獣医師等の変更について届出します。

1 変更事項

2 変更年月日

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の家畜改良増殖法施行細則による別に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

秋田県種畜の貸付け及び種畜等の譲渡に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県規則第八号

秋田県種畜の貸付け及び種畜等の譲渡に関する規則の一部を改正する規則

秋田県種畜の貸付け及び種畜等の譲渡に関する規則（昭和三十五年秋田県規則第四十五号）の一部を次に改正する。

第四条第一項中「、その住所地を所管する家畜保健衛生所長を経由して」を削り、「別に定める様式」を「様式第一号又は様式第二号」に改める。

第五条第一項中「、その住所地を所管する家畜保健衛生所長を経由して」を削り、「別に定める様式」を「様式第三号」に改める。

第六条第二項中「別に定める様式」を「様式第四号」に改める。

第八条中「都度、別に定める様式」を「都度、様式第五号」に、「までに、別に定める様式」を「までに、様式第六号」に改める。

第十一条中「別に定める様式」を「様式第七号」に改める。

第十二条中「その住所地を所管する家畜保健衛生所長を経由して、別に定める様式による書面」を「様式第八号による届出書」に改める。

第十三条中「その住所地を所管する家畜保健衛生所長を経由して、別に定める様式による書面」を「様式第九号による届出書」に改める。

第十四条第二項中「その住所地を所管する家畜保健衛生所長を経由して、その理由を付して、」を「様式第十号による届出書により」に改める。

第十五条第二項中「その住所地を所管する家畜保健衛生所長を経由して、別に定める様式」を「様式第十一号」に改める。

附則の次に次の十一様式を加える。

様式第1号 種畜貸付申請書(第4条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

申請者

住所

氏名

印

種畜の貸付けについて(申請)

次のとおり種畜の貸付けを受けたいので、秋田県種畜の貸付け及び種畜等の譲渡に関する規則第4条第1項の規定により申請します。

1 種畜

種類	品種	性別	年齢	頭数	摘要

2 産地及びその他の希望事項

3 予定飼育場所

4 種付予定雌畜数

5 貸付期間 年 月 日から 年 月 日まで

備考 種畜の種類別に作成してください。

様式第2号 種畜等譲受申請書 (第4条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

申請者

住所

氏名

印

種畜等の譲渡について (申請)

次のとおり種畜 (種卵) を譲り受けたいので、秋田県種畜の貸付け及び種畜等の譲渡に関する規則第4条第1項の規定により申請します。

1 種畜 (種卵)

種類	品種	性別	年齢	頭数 (個数)	摘要

備考 1 種畜の種類別に作成してください。

2 種畜又は種卵のいずれかについて該当しない箇所は抹消してください。

様式第3号 種畜貸付期間延長許可申請書 (第5条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

申請人

住所

氏名

印

種畜の貸付期間の延長について (申請)

次のとおり貸付けを受けている種畜の貸付期間を延長したいので、秋田県種畜の貸付け及び種畜等の譲渡に関する規則第5条第1項の規定により申請します。

1 種畜

種類	貸付番号	名前	品種	性別	生年月日	飼育管理の場所

2 現在の貸付期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 延長する貸付期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 延長の理由

備考 種畜の種類別に作成してください。

様式第4号 種畜等受領書 (第6条関係)

(A4判)

種畜等受領書

年 月 日

秋田県知事 様

受領人  
住所  
氏名

㊟

次のとおり種畜等を受領しました。

種類	貸付番号 (飼育管理 委託番号)	名前	品種	性別	生年月日	個数 (種卵 のみ)	飼育管理 (ふ化) の場所

- 備考 1 種卵の場合は、種類に種卵と記し個数を記入してください。  
2 種畜の種類別に作成してください。

様式第5号 種付台帳 (第8条関係)

(A4判)

種付台帳						
雄の名前	番号					
	名前					
	登録又は登記番号					
種付けした雌	品種					
	毛色及び特徴					
	生年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	産地					
	血統	父				
		母				
	飼育者の住所及び氏名					
	摘要					
	種付期日	第1回		年 月 日	年 月 日	年 月 日
		第2回		年 月 日	年 月 日	年 月 日
第3回		年 月 日	年 月 日	年 月 日		
第4回		年 月 日	年 月 日	年 月 日		
子畜	頭数	雄	頭	頭	頭	
		雌	頭	頭	頭	
		計	頭	頭	頭	
	名前					
	性別	品種				
	毛色及び特徴					
	生年月日					
	産地					
	生産者					
	摘要					



(裏面)

(第2表)

		雄めん羊 (山羊、豚)		年 月 日から			種付け雌めん羊 (山羊、豚)		産子数			摘要
貸付番号	耳標番号	名前	飼育場所	年 月 日まで	雌	雄	計					

(第3表)

		雌牛 (めん羊、山羊、豚)		年 月 日から			種付けを行った雄		産子数			摘要
貸付番号	耳標番号	名前	品種	年 月 日まで	名前	品種	雌	雄	計			

- 備考 1 摘要欄には、流産、不受胎等の成績を記載してください。  
 2 種畜の種類について、該当しない箇所は抹消してください。

様式第7号 種畜事故報告書 (第11条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

借受人  
住所  
氏名

印

種畜の事故について (報告)

次のとおり貸付けを受けている種畜に事故があつたので、秋田県種畜の貸付け及び種畜等の譲渡に関する規則第11条の規定により報告します。

1 種畜

種類	貸付番号	名前	品種	性別	生年月日	飼育管理人住所及び氏名

2 事故の種類

3 事故のてん末

4 日常の飼養管理状況

備考 種畜の種類別に作成してください。

様式第8号 種畜転貸（飼育の委託）届出書（第12条関係）

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

借受人  
住所  
氏名

印

種畜転貸（飼育の委託）について（届出）

次のとおり貸付けを受けている種畜の転貸（飼育の委託）をしたいので、秋田県種畜の貸付け及び種畜等の譲渡に関する規則第12条の規定により届け出ます。

1 種畜

種類	貸付番号	名前	品種	性別	生年月日	摘要

2 転貸（飼育の委託）の相手方の住所及び氏名

3 転貸（飼育の委託）の期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 転貸（飼育の委託）の理由

備考 1 転貸（飼育の委託）契約書の写しを添付してください。

2 本文中必要のない箇所は抹消してください。

様式第9号 種畜飼育場所変更届出書 (第13条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

借受人  
住所  
氏名

印

種畜の飼育場所の変更について (届出)

次のとおり貸付けを受けている種畜の飼育場所の変更をしたいので、秋田県種畜の貸付け及び種畜等の譲渡に関する規則第13条の規定により届け出ます。

1 種畜

種類	貸付番号	名前	品種	性別	生年月日	現在の飼育場所

2 予定飼育場所

3 変更の理由

備考 種畜の種類別に作成してください。

様式第10号 種畜返納届出書(第14条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

借受人

住所

氏名

印

種畜の返納について(届出)

次のおり貸付けを受けている種畜を返納したいので、秋田県種畜の貸付け及び種畜等の譲渡に関する規則第14条第2項の規定により届け出ます。

1 種畜

種類	貸付番号	名前	品種	性別	生年月日	現在の飼育場所

2 返納予定日 年 月 日

3 返納の理由

備考 種畜の種類別に作成してください。

様式第11号 貸付後種畜譲受申請書 (第15条関係)

(A 4判)

年 月 日

秋田県知事 様

申請者  
住所  
氏名

印

貸付け後の種畜の譲渡について (申請)

次のとおり貸付けを受けていた種畜を譲り受けたいので、秋田県種畜の貸付け及び種畜等の譲渡に関する規則第15条第2項の規定により申請します。

1 種畜

種類	貸付番号	名前	品種	性別	生年月日	頭数	摘要

2 貸付期間の満了日 年 月 日

備考 種畜の種類別に作成してください。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**秋田県告示第百十二号**  
秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和五十三年秋田県条例第三十三号）第九条第一項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成二十一年三月十九日から施行する。

平成二十一年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

指定番号	図 書 名	発 行 所	指 定 理 由
一〇五六四	コミックアムール 4月号	サン出版	著しく青少年の性的
一〇五六五	月刊ビタマン 4月号	竹 書 房	感情を刺激し、及び著
一〇五六六	バグバグ 4月号	サン出版	しく青少年の粗暴性又
一〇五六七	無敵恋愛エスガール 4月号	ぶんか社	は残虐性を誘発し、又
一〇五六八	恋愛学園ビューア VOL 17	徳 間 書 店	は助長し、その健全な
一〇五六九	DVDルージュ VOL 2	サニー出版	育成を阻害するおそれ
一〇五七〇	遊名人 3月号	アンチメディア	がある。
一〇五七一	ビーボーイゴールド 4月号	リブレ出版	

**秋田県告示第百十三号**  
秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和五十三年秋田県条例第三十三号）第十条第一項の規定により、次の興行を青少年に有害な興行として指定し、平成二十一年三月十九日から施行する。

平成二十一年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

指定番号	題 名	配 給 元	指 定 理 由

六六五三	禁断の記憶 るとき	人妻が萌え	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六六五四	仮面の宿命 使	美しき裸天	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六六五五	白衣快感 おっぴろげ	おっぴろげ	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六六五六	トリプルレイブ 校の美教師	夜間高	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

**秋田県告示第百十四号**  
次の加入区について漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意があつたものと認め、同法第百十二条の二第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 象潟地区
- 金浦地区
- 仁賀保地区
- 畠地区
- 能代地区
- 八森地区

**秋田県告示第百十五号**  
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第三十三条の規定により、平成二十一年三月十一日付けで同法第三十四条に規定する業務を行わせる者として次のとおり指定したので、同法第三十五条において準用する同法第二十七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 障害者就業・生活支援センターの名称及び住所  
社会福祉法人 大館圏域ふくし会
- 二 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地  
大館市道目木字陣馬岱三十八  
大館市字三の九百三番地四

**秋田県告示第百十六号**  
秋田県標準事務関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第十九号）第二十一条第二項の規定に基づき、同条第一項第四号イ

の額を次のとおり定め、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

技能検定実技試験出願の申請手数料を次の表に定める額（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第六十二条第一項第一号に定める特級職種を受検する場合の手数料は、一万六千五百円とする。）とする。

検定職種	手数料	検定職種	手数料
園芸装飾	一六、五〇〇円	造園	一六、五〇〇円
さく井	一六、五〇〇円	金属溶解	一六、五〇〇円
鑄造	一六、五〇〇円	鍛造	一六、五〇〇円
金属熱処理	一六、五〇〇円	粉末冶金	一六、五〇〇円
機械加工	一六、五〇〇円	放電加工	一六、五〇〇円
金型製作	一六、五〇〇円	金属プレス加工	一六、五〇〇円
鉄工	一六、五〇〇円	建築板金	一六、五〇〇円
工場板金	一六、五〇〇円	めっき	一六、五〇〇円
アルミニウム陽極酸化処理	一六、五〇〇円	溶射	一六、五〇〇円
金属ばね製	一六、五〇〇円	ロープ加工	一六、五〇〇円
仕上げ	一六、五〇〇円	金属研磨仕上げ	一六、五〇〇円
切削工具研削	一六、五〇〇円	製材のこ目立て	一六、五〇〇円
機械検査	一三、七〇〇円	ダイカスト	一六、五〇〇円
機械保全	一六、五〇〇円	電子回路接続	一六、五〇〇円
電子機器組立て	一六、五〇〇円	電気機器組立て	一六、五〇〇円
半導体製品製造	一六、五〇〇円	プリント配線板製造	一六、五〇〇円
自動車販売機調整	一六、五〇〇円	産業車両整備	一六、五〇〇円
鉄道車両製造・整備	一六、五〇〇円	時計修理	一六、五〇〇円
光学機器製造	一六、五〇〇円	複写機組立て	一六、五〇〇円

工	イーエルシ ーパネル施	一六、五〇〇円	空気圧装置 組立て	一六、五〇〇円
	築炉	一六、五〇〇円	縫製機械整 備	一六、五〇〇円
	左官	一六、五〇〇円	農業機械整 備	一六、五〇〇円
	かわらぶき	一六、五〇〇円	染色	一六、五〇〇円
	建築大工	一六、五〇〇円	婦人子供服 製造	一三、七〇〇円
	みそ製造	一六、五〇〇円	和裁	一六、五〇〇円
	ーコン製造	一六、五〇〇円	木工機械整 備	一六、五〇〇円
	セージ・ベ ーコン製造	一六、五〇〇円	木型製作	一六、五〇〇円
	石材施工	一六、五〇〇円	建具製作	一六、五〇〇円
	菓子製造	一六、五〇〇円	紙器・段ボ ール箱製造	一六、五〇〇円
	ハム・ソー ー	一六、五〇〇円	印刷	一六、五〇〇円
	強化プラス チック成形	一六、五〇〇円	プラスチック ク成形	一六、五〇〇円
	陶磁器製造	一六、五〇〇円	ガラス製品 製造	一六、五〇〇円
			ファインセ ラミックス	一六、五〇〇円
			製品製造	一六、五〇〇円
			パン製造	一六、五〇〇円
			製麺	一六、五〇〇円
			水産練り製 品製造	一六、五〇〇円
			酒造	一六、五〇〇円
			枠組壁建築	一六、五〇〇円
			とび	一六、五〇〇円
			れんが積み ブロック建 築	一六、五〇〇円
			コンクリー ー積みプロ ック施工	一六、五〇〇円

タイル張り	一六、五〇〇円	畳製作	一六、五〇〇円
配管	一六、五〇〇円	厨房設備施 工	一六、五〇〇円
型枠施工	一六、五〇〇円	鉄筋施工	一六、五〇〇円
コンクリー ー圧送施工	一六、五〇〇円	防水施工	一六、五〇〇円
樹脂接着剤 注入施工	一六、五〇〇円	内装仕上げ 施工	一六、五〇〇円
スレート施 工	一六、五〇〇円	熱絶縁施工	一六、五〇〇円
カーテンウ オール施工	一六、五〇〇円	サッシ施工	一六、五〇〇円
自動ドア施 工	一六、五〇〇円	バルコニー 施工	一六、五〇〇円
ガラス施工	一六、五〇〇円	ウエルポイ ント施工	一六、五〇〇円
テクニカル イラストレ ーション	二一、一〇〇円	建築図面製 作	二一、一〇〇円
機械・プラ ント製図	二一、一〇〇円	電気製図	二一、一〇〇円
化学分析	一六、五〇〇円	金属材料試 験	一六、五〇〇円
漆器製造	一六、五〇〇円	貴金属装身 具製作	一六、五〇〇円
印章彫刻	一六、五〇〇円	表装	一六、五〇〇円
塗装	一六、五〇〇円	路面標示施 工	一六、五〇〇円
塗料調色	一六、五〇〇円	広告美術仕 上げ	一六、五〇〇円
義肢・装具 製作	一六、五〇〇円	舞台機構調 整	一六、五〇〇円
工業包装	一六、五〇〇円	写真	一六、五〇〇円
産業洗浄	一六、五〇〇円	商品装飾展 示	一六、五〇〇円
フラワー装 飾	一六、五〇〇円		

検定職種	手 数 料	検定職種	手 数 料
園芸装飾	一、〇〇〇円	造園	一、〇〇〇円
さく井	一、〇〇〇円	鑄造	一、〇〇〇円
鍛造	一、〇〇〇円	金属熱処理	一、〇〇〇円
機械加工	一、〇〇〇円	金属プレス 加工	一、〇〇〇円
鉄工	一、〇〇〇円	建築板金 めっき	一、〇〇〇円
工場板金	一、〇〇〇円	仕上げ	一、〇〇〇円
アルミニウ ム陽極酸化 処理	一、〇〇〇円		
機械検査	九、一〇〇円	ダイカスト 電子機器組 立て	一、〇〇〇円
機械保全	一、〇〇〇円	プリント配 線板製造	一、〇〇〇円
電気機器組 立て	一、〇〇〇円	内燃機組 立て	一、〇〇〇円
時計修理	一、〇〇〇円	染色	一、〇〇〇円
冷凍空気調 和機器施工	一、〇〇〇円	婦人子供服 製造	八、一〇〇円
ニット製品 製造	一、〇〇〇円	寝具製作	一、〇〇〇円
紳士服製造	一、〇〇〇円	家具製作	一、〇〇〇円
布はく縫製	一、〇〇〇円	紙器・段ボ ール箱製造	一、〇〇〇円
建具製作	一、〇〇〇円	強化プラス チック成形	一、〇〇〇円
印刷	一、〇〇〇円	パン製造	一、〇〇〇円
プラスチック 成形	一、〇〇〇円	水産練り製 品製造	一、〇〇〇円
石材施工	一、〇〇〇円		
ハム・ソー ーコン製造	一、〇〇〇円		
建築大工	一、〇〇〇円		

大臣が指定する各種学校若しくは専修学校における検定職種に関する学科に在学しているものの三級受検手数料は、次のとおりとする。

とび	一一、〇〇〇円	左官	一一、〇〇〇円
ブロック建	一一、〇〇〇円	タイル張り	一一、〇〇〇円
配管	一一、〇〇〇円	型枠施工	一一、〇〇〇円
鉄筋施工	一一、〇〇〇円	コンクリート圧送施工	一一、〇〇〇円
防水施工	一一、〇〇〇円	内装仕上げ	一一、〇〇〇円
熱絶縁施工	一一、〇〇〇円	サッシ施工	一一、〇〇〇円
ウエルポイ	一一、〇〇〇円	テクニカル	八、一〇〇円
ント施工		イラス	
機械・プラ	八、一〇〇円	電気製図	八、一〇〇円
ント製図		塗装	一一、〇〇〇円
表装	一一、〇〇〇円	舞台機構調	一一、〇〇〇円
広告美術仕	一一、〇〇〇円	写真	一一、〇〇〇円
上げ		飾	一一、〇〇〇円
工業包装	一一、〇〇〇円		
商品装飾展	一一、〇〇〇円		

秋田県告示第百十七号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により、次のとおり平成二十一年度前期技能検定（一級、二級、三級及び単一等級）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第六十六条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年三月十九日

秋田県知事 寺田 典城

一 等級別実施職種（作業）

- (一) 一級及び二級について実施する職種（作業）
  - 造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、数値制御ホブ盤作業及びマシニングセンター作業）、放電加工（数値制御彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具

仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、ダイカスト（コールドチャンダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業及び木製建具機械加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シリリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業及び金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(二) 三級について実施する職種（作業）

造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンター作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作業及び電気系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）及び塗装（金属塗装作業）

二 単一等級について実施する職種（作業）

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカー工事作業及び加熱ペイントマシニングマーカー工事作業）

三 試験方法

等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。

(一) 実技試験

- (1) 期日
  - 平成二十一年六月八日（月）から同年九月十三日（日）までの間において、秋田県職業能力開発協会が指定する日。

(2) 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

(3) 問題の公表

実技試験の問題は、平成二十一年六月一日（月）に公表し、当該職種を受検者に秋田県職業能力開発協会から送付する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(二) 学科試験

学科試験

期日	平成二十一年七月二十六日（日）	等級及び職種（作業）	三級 造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンター作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作業及び電気系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）及び塗装（金属塗装作業）
期日	平成二十一年八月二十三日（日）	ア 一級及び二級 造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび（とび作業）、築炉（築炉作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シリリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）及び塗装（建築塗装作業及び金属塗装作業）	イ 三級 金属熱処理（一般熱処理作業）
期日	平成二十一年八月三十日（日）	一級及び二級 機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、数値制御ホブ盤作業及びマシニングセンター作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、めっき（電気めっき作業）、ダイカスト（コールドチャンダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）	

<p>(2) 場所 秋田県職業能力開発協会から通知する。</p> <p>受検資格</p> <p>(一) 一級 省令第六十四条の二の規定に該当する者</p> <p>(二) 二級 省令第六十四条の三の規定に該当する者</p> <p>(三) 三級 省令第六十四条の四の規定に該当する者</p> <p>(四) 単一等級 省令第六十四条の六の規定に該当する者</p> <p>五 受検申請に必要な書類 (一) 技能検定受検申請書 (二) 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書面又はその写し</p> <p>六 受検申請書用紙の交付 (一) 期間</p>	<p>平成二十一年九月六日</p> <p>(日)</p> <p>ア 一級及び二級 放電加工(数値制御彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、石材施工(石張り作業)、タイル張り(タイル張り作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、表装(壁装作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)</p> <p>イ 単一等級 路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカー工事作業及び加熱ペイントマシンマーカー工事作業)</p>	<p>業及び木製建具機械加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、左官(左官作業)、畳製作(畳製作作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業)及び広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)</p>
--	---	---

<table border="1"> <thead> <tr> <th>等級及び検定職種</th> <th>手数料</th> <th>等級及び検定職種</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級、二級及び三級</td> <td>一六、五〇〇円</td> <td>金属熱処理</td> <td>一六、五〇〇円</td> </tr> <tr> <td>造園</td> <td>一六、五〇〇円</td> <td>放電加工</td> <td>一六、五〇〇円</td> </tr> <tr> <td>機械加工</td> <td>一六、五〇〇円</td> <td>鉄工</td> <td>一六、五〇〇円</td> </tr> <tr> <td>金属プレス</td> <td>一六、五〇〇円</td> <td>めっき</td> <td>一六、五〇〇円</td> </tr> <tr> <td>加工</td> <td>一六、五〇〇円</td> <td>ダイカスト</td> <td>一六、五〇〇円</td> </tr> <tr> <td>建築板金</td> <td>一六、五〇〇円</td> <td>電子機器組立て</td> <td>一六、五〇〇円</td> </tr> <tr> <td>仕上げ</td> <td>一六、五〇〇円</td> <td>建設機械整備</td> <td>一六、五〇〇円</td> </tr> <tr> <td>機械保全</td> <td>一六、五〇〇円</td> <td>備</td> <td>一六、五〇〇円</td> </tr> <tr> <td>産業車両整備</td> <td>一六、五〇〇円</td> <td>家具製作</td> <td>一六、五〇〇円</td> </tr> <tr> <td>備</td> <td>一六、五〇〇円</td> <td>印刷</td> <td>一六、五〇〇円</td> </tr> <tr> <td>家具製作</td> <td>一六、五〇〇円</td> <td>石材施工</td> <td>一六、五〇〇円</td> </tr> <tr> <td>印刷</td> <td>一六、五〇〇円</td> <td>左官</td> <td>一六、五〇〇円</td> </tr> <tr> <td>石材施工</td> <td>一六、五〇〇円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	等級及び検定職種	手数料	等級及び検定職種	手数料	一級、二級及び三級	一六、五〇〇円	金属熱処理	一六、五〇〇円	造園	一六、五〇〇円	放電加工	一六、五〇〇円	機械加工	一六、五〇〇円	鉄工	一六、五〇〇円	金属プレス	一六、五〇〇円	めっき	一六、五〇〇円	加工	一六、五〇〇円	ダイカスト	一六、五〇〇円	建築板金	一六、五〇〇円	電子機器組立て	一六、五〇〇円	仕上げ	一六、五〇〇円	建設機械整備	一六、五〇〇円	機械保全	一六、五〇〇円	備	一六、五〇〇円	産業車両整備	一六、五〇〇円	家具製作	一六、五〇〇円	備	一六、五〇〇円	印刷	一六、五〇〇円	家具製作	一六、五〇〇円	石材施工	一六、五〇〇円	印刷	一六、五〇〇円	左官	一六、五〇〇円	石材施工	一六、五〇〇円			<p>七 受検申請書の受付 (一) 期間及び時間 県の休日を除き、平成二十一年四月二日(木)から同年四月十五日(水)までの午前八時三十分から午後五時まで。 郵送の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書きし、書留郵便によることとし、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。</p> <p>(二) 場所 秋田市向浜二丁目二番一号 秋田県職業能力開発協会</p> <p>八 受検手数料 (一) 額 (1) 実技試験</p>	<p>秋田県の休日を含め、平成二十一年秋田県条例第二十九号(第一号第一項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。))を除き、平成二十一年三月十九日(木)から同年四月十五日(水)まで。</p> <p>(二) 場所 秋田市向浜二丁目二番一号 秋田県職業能力開発協会 郵送で交付を求めると場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形二号)を同封すること。</p>
等級及び検定職種	手数料	等級及び検定職種	手数料																																																							
一級、二級及び三級	一六、五〇〇円	金属熱処理	一六、五〇〇円																																																							
造園	一六、五〇〇円	放電加工	一六、五〇〇円																																																							
機械加工	一六、五〇〇円	鉄工	一六、五〇〇円																																																							
金属プレス	一六、五〇〇円	めっき	一六、五〇〇円																																																							
加工	一六、五〇〇円	ダイカスト	一六、五〇〇円																																																							
建築板金	一六、五〇〇円	電子機器組立て	一六、五〇〇円																																																							
仕上げ	一六、五〇〇円	建設機械整備	一六、五〇〇円																																																							
機械保全	一六、五〇〇円	備	一六、五〇〇円																																																							
産業車両整備	一六、五〇〇円	家具製作	一六、五〇〇円																																																							
備	一六、五〇〇円	印刷	一六、五〇〇円																																																							
家具製作	一六、五〇〇円	石材施工	一六、五〇〇円																																																							
印刷	一六、五〇〇円	左官	一六、五〇〇円																																																							
石材施工	一六、五〇〇円																																																									

<p>九 合格者の発表等 (一) 技能検定合格者発表 平成二十一年十月二日(金)(金属熱処理を除く三級の職種については、平成二十一年八月二十八日(金))に合格者の受検番号を秋田県庁正面公告板に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。</p> <p>(二) 一部合格者への通知 実技試験又は学科試験に合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。</p> <p>(三) 技能検定合格証書の交付 一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名、二級又は三級の合格者には知事名の合格証書が交付される。 このほか、厚生労働大臣から、一級合格者には一級技能士章、二級合格者には二級技能士章、三級合格者には三級技能士章、単一等級合格者には単一等級技能士章がそれぞれ交付される。</p>	<p>ただし、三級を受検する者であつて、受験申請時に、検定職種に関する職業訓練を受講しているもの又は専門学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学若しくは厚生労働大臣が指定する各種学校若しくは専修学校における検定職種に関する学科に在学しているものの三級受検手数料は、一一、〇〇〇円とする。</p> <p>(2) 学科試験 三、一〇〇円</p> <p>(二) 納付方法 (1) 技能検定受検申請書提出の際、納付すること。 (2) 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付は要しない。 (3) 受検申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合には、受検手数料は返還しない。</p>	<table border="1"> <tr> <td>単一等級 路面標示施</td> <td>一六、五〇〇円</td> <td>熱絶縁施工</td> <td>一六、五〇〇円</td> <td>タイル張り</td> <td>一六、五〇〇円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>表装</td> <td>一六、五〇〇円</td> <td>防水施工</td> <td>一六、五〇〇円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>広告美術仕上げ</td> <td>一六、五〇〇円</td> <td>内装仕上げ</td> <td>一六、五〇〇円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>飾</td> <td>一六、五〇〇円</td> <td>畳製作</td> <td>一六、五〇〇円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>施工</td> <td>一六、五〇〇円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>サッシ施工</td> <td>一六、五〇〇円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>塗装</td> <td>一六、五〇〇円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>フラワー装飾</td> <td>一六、五〇〇円</td> </tr> </table>	単一等級 路面標示施	一六、五〇〇円	熱絶縁施工	一六、五〇〇円	タイル張り	一六、五〇〇円			表装	一六、五〇〇円	防水施工	一六、五〇〇円			広告美術仕上げ	一六、五〇〇円	内装仕上げ	一六、五〇〇円			飾	一六、五〇〇円	畳製作	一六、五〇〇円					施工	一六、五〇〇円					サッシ施工	一六、五〇〇円					塗装	一六、五〇〇円					フラワー装飾	一六、五〇〇円
単一等級 路面標示施	一六、五〇〇円	熱絶縁施工	一六、五〇〇円	タイル張り	一六、五〇〇円																																													
		表装	一六、五〇〇円	防水施工	一六、五〇〇円																																													
		広告美術仕上げ	一六、五〇〇円	内装仕上げ	一六、五〇〇円																																													
		飾	一六、五〇〇円	畳製作	一六、五〇〇円																																													
				施工	一六、五〇〇円																																													
				サッシ施工	一六、五〇〇円																																													
				塗装	一六、五〇〇円																																													
				フラワー装飾	一六、五〇〇円																																													

十 受検についての問い合わせ先  
産業経済労働部雇用労働政策課(電話〇一八八六〇一三三  
二一)又は秋田県職業能力開発協会(電話〇一八八六二一三  
五一〇)

秋田県告示第百十八号

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十六  
条第二項の規定により、次のとおり平成二十一年度技能検定(随  
時実施)を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四  
十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。)第六十六条  
第三項の規定に基づき、公示する。  
平成二十一年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 随時実施(三級、基礎一級及び基礎二級)

(一) 実施職種(作業)

さく井(パーカッション式さく井工事作業及びロータリー  
式さく井工事作業)、铸造(铸铁铸造作業、銅合金铸件  
铸造作業及び軽合金铸件铸造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作  
業及びプレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業及びフ  
ライス盤作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工  
(構造物鉄工作业)、建築板金(ダクト板金作業)、工場板  
金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業及び溶融亜鉛  
めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作  
業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械  
組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト  
(ホットチャンネルダイカスト作業及びコールドチャンネルダイ  
カスト作業)、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立  
て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立  
て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開  
閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業)、プリン  
ト配線板製造(プリント配線板設計作業及びプリント配線板  
製造作業)、冷凍空調調和機器施工(冷凍空調調和機器施工  
作業)、染色(糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業)、  
ニット製品製造(丸編みニット製造作業及び靴下製造作  
業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業)、紳士服  
製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、  
帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシヤ  
ツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木  
製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き  
作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作  
業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(書籍製本作業、

雑誌製本作業及び商業印刷物製本作業)、プラスチック成形  
(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業  
及びブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層  
成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、パ  
ン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造  
(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製  
造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、  
かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官  
(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築  
配管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作  
業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工  
(コンクリート圧送工事業業)、防水施工(シーリング防水  
工事業業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事  
作業、カーペット系床仕上げ工事業業、鋼製下地工事業業、  
ボード仕上げ工事業業及びカーテン工事業業)、熱絶縁施工  
(保温保冷工事業業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工工  
業)、ウエルポイント施工(ウエルポイント工事業業)、表  
装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋  
塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)  
ただし、紙器・段ボール箱製造4作業は、基礎2級のみ実  
施。

(二) 試験方法  
等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。

(三) 試験の期日及び場所  
(1) 実技試験  
ア 期日 秋田県職業能力開発協会が指定する日。  
イ 場所 秋田県職業能力開発協会から通知する。  
ウ 問題の公表  
実技試験の問題は、試験期日前に公表し、当該職種の  
受検者に秋田県職業能力開発協会から送付する。ただ  
し、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験  
ア 期日 秋田県職業能力開発協会が指定する日。  
イ 場所 秋田県職業能力開発協会から通知する。

(四) 受検資格  
(1) 三級  
省令第六十四条の四の規定に該当する者(当該職種に係

る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限る。)  
(2) 基礎一級及び基礎二級  
省令第六十四条の五の規定に該当する者  
(五) 受検申請に必要な書類  
(1) 技能検定受検申請書  
(2) 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けよう  
とする場合は、その免除を受ける資格を有することを証す  
る書面又はその写し  
(六) 受検申請書用紙の交付  
(1) 期間及び時間  
秋田県の休日を除き、午前八時三十分から午後五時(以下「県の休  
日」という。)を除き、午前八時三十分から午後五時まで  
の間で随時交付する。  
(2) 場所  
秋田市向浜一丁目二番一号 秋田県職業能力開発協会  
郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「技能検定受検  
申請書用紙請求」と朱書きし、百四十円分の切手をはったあ  
て先明記の返信用封筒を同封すること。  
(七) 受検申請書の受付  
(1) 期間及び時間  
県の休日を除き、午前八時三十分から午後五時まで。  
郵送の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」  
と朱書きし、書留郵便によることとする。  
(2) 場所  
秋田市向浜一丁目二番一号 秋田県職業能力開発協会  
(八) 受検手数料  
(1) 額  
ア 実技試験

等級及び 検定職種	手 数 料	等級及び 検定職種	手 数 料
三級、基礎 一級及び基 礎二級	一六、五〇〇円	铸造	一六、五〇〇円
さく井	一六、五〇〇円	機械加工	一六、五〇〇円
鍛造	一六、五〇〇円	鉄工	一六、五〇〇円
金属プレス 加工	一六、五〇〇円	工場板金	一六、五〇〇円
建築板金 めっき	一六、五〇〇円	アルミニウ	一六、五〇〇円

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路 線 名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧			A	B		
県 道			四ッ屋神岡線	大仙市神宮寺字福島二〇番一から切欠五九番一地先まで	大仙市神宮寺字福島二三番三地先から切欠五二番一地先まで	一一・〇〇〃三〇・〇〇	〇・八二四
			四ッ屋神岡線	大仙市神宮寺字福島二三番三地先から切欠五二番一地先まで	大仙市神宮寺字福島二三番三地先から切欠五二番一地先まで	一七・〇〇〃四二・〇〇	〇・八九〇
			四ッ屋神岡線	大仙市神宮寺字福島二三番三地先から切欠五二番一地先まで	大仙市神宮寺字福島二三番三地先から切欠五二番一地先まで	一七・〇〇〃四二・〇〇	〇・八九〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

仕上げ	一六、五〇〇円	ム陽極酸化処理	一三、七〇〇円
ダイカスト	一六、五〇〇円	機械検査	一六、五〇〇円
電子機器組立て	一六、五〇〇円	機械保全	一六、五〇〇円
プリント配線板製造	一六、五〇〇円	電気機器組立て	一六、五〇〇円
染色	一六、五〇〇円	冷凍空気調和機器施工	一六、五〇〇円
婦人子供服製造	一三、七〇〇円	ニット製品製造	一六、五〇〇円
寝具製作	一六、五〇〇円	紳士服製造	一六、五〇〇円
布はく縫製	一六、五〇〇円	帆布製品製造	一六、五〇〇円
建具製作	一六、五〇〇円	造	一六、五〇〇円
印刷	一六、五〇〇円	家具製作	一六、五〇〇円
プラスチック成形	一六、五〇〇円	紙器・段ボール箱製造	一六、五〇〇円
石材施工	一六、五〇〇円	製本	一六、五〇〇円
HAM・ソーセージ・ペーコン製造	一六、五〇〇円	強化プラスチック成形	一六、五〇〇円
建築大工	一六、五〇〇円	パン製造	一六、五〇〇円
とび	一六、五〇〇円	水産練り製品製造	一六、五〇〇円
タイル張り	一六、五〇〇円	かわらぶき	一六、五〇〇円
型枠施工	一六、五〇〇円	左官	一六、五〇〇円
		配管	一六、五〇〇円
		鉄筋施工	一六、五〇〇円

コンクリー	一六、五〇〇円	防水施工	一六、五〇〇円
ト圧送施工	一六、五〇〇円	熱絶縁施工	一六、五〇〇円
内装仕上げ	一六、五〇〇円	ウエルポイ	一六、五〇〇円
施工	一六、五〇〇円	ント施工	一六、五〇〇円
サッシ施工	一六、五〇〇円	塗装	一六、五〇〇円
表装	一六、五〇〇円		
工業包装	一六、五〇〇円		

イ 学科試験 三、一〇〇円

(2) 納付方法

ア 技能検定受検申請書提出の際、納付すること。

イ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付は要しない。

ウ 受検申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合には、受検手数料は返還しない。

(九) 合格者への通知等

(1) 一部合格者への通知  
実技試験又は学科試験に合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付  
合格者には知事名の合格証書が交付される。また、三級合格者には厚生労働大臣から三級技能士章が交付される。

(十) 受検についての問い合わせ先  
産業経済労働部雇用労働政策課(電話〇一八―八六〇―二二三二)又は秋田県職業能力開発協会(電話〇一八―八六二―一三五一〇)

(十一) その他

本公示の随時実施の三級、基礎一級及び基礎二級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果」又は「修得技能等の認定」に活用される。

秋田県告示第百十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
平成二十一年三月十九日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	三百九十八号	湯沢市字両神二九番一地先から五九番七地先まで

一 供用開始の区間

二 供用開始の期日 平成二十一年三月十九日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成二十一年三月十九日から同年四月一日まで

秋田県告示第百二十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
平成二十一年三月十九日

秋田県知事 寺田典城

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 (二) 期間 平成二十一年三月十九日から同年四月一日まで

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大仙市協和土地改良区から申請があった定款変更について、平成二十一年三月十日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

選挙管理委員会告示

秋選管告示第二十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十一年三月十九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

五十分の一の数 一八、七五〇

三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二二、九一七

秋選管告示第二十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十一年三月十九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	八九、四九八
能代市山本郡	二六、八一〇
横手市	二八、四二〇
大館市	二二、六八七
男鹿市	九、八二三
湯沢市雄勝郡	二〇、九一六
鹿角市鹿角郡	一一、九〇二
由利本荘市	二四、三八〇
潟上市	九、七二九
大仙市仙北郡	三二、二六六
北秋田市北秋田郡	一一、七九七
にかほ市	七、八三九
仙北市	八、七六三
南秋田郡	七、六七六

公営企業管理規程

秋田県公営企業行政文書管理及び公印取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県公営企業管理規程第二号

秋田県公営企業行政文書管理及び公印取扱規程の一部を改正する規程

第十三条第二項を次のように改める。  
 課所長は、前項に定める期間を経過した行政文書(保存期間が一年のものを除く。)を、所定の書庫に保存するとともに、

保存期間が十年を経過したとき(保存期間が永年の行政文書にあっては、保存期間が二年のものを除く。以下「保存文書」という。)を、毎年度九月三十日までに公文書館長に引き渡さなければならない。ただし、別に定める行政文書は、必要な期間保存することができる。

第十三条第三項中「ついでに」の下に、「前三項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、公文書館長があらかじめ引渡しを受ける必要がないものとして指定した行政文書については、課

所長が保存するものとする。  
 第十四条第一項中「保存している」を「保存期間が一年及び二年の」に改め、同条第二項中「ついでに」の下に、「前三項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 公文書館長は、引渡しを受けた保存文書のうち、歴史的又は文化的資料その他これらに類する資料として保存すべき行政文書以外の行政文書を、別に定めるところにより、遅滞なく廃棄するものとする。

3 課所長は、前条第三項の行政文書の保存期間が経過したときは、速やかにこれを廃棄するものとする。

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則

秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
 平成二十一年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県公営企業管理規程第三号

秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程

秋田県公営企業財務規程(昭和四十三年秋田県公営企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

目次中「有価証券」を「預り有価証券」に改める。  
 第四十四条の見出しを「(代表者の変更届)」に改め、同条第一項中「の変更」を「の変更」に、「代表者更迭届」を「代表者変更届」に改め、同条第二項中「代表者更迭届」を「代表者変更届」に、「代表者更迭確認通知書」を「代表者変更届確認通知書」に改める。

第八十五条の見出しを削る。  
 第一百五十五条第一項、第二百五条第三項及び第二百六条第二項中「三・六パーセント」を「三・七パーセント」に改める。

第三百三十一条の見出しを削る。  
 第七百七十三条の見出しを削る。  
 第二百四十二条の二第二項を削る。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の秋田県公営企業財務規程第十五条第一項及び第二百五条第三項の規定は、この規程の施行の日以後にこれらの規定に相当する事項を記載した契約条項を示して締結される契約に係る損害金又は利息について適用し、同日

前にこの規程による改正前の秋田県公営企業財務規程第百十五  
 条第一項及び第百二十五条第三項の規定に相当する事項を記載  
 した契約条項を示して締結された契約に係る損害金又は利息に  
 ついては、なお従前の例による。

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成二十一年三月十日(第二千六十一号)掲載の秋田県告示第  
 九十九号(秋田県立男鹿水族館の利用料金の承認)

(原稿誤り)  
 二 下 二十一  
 (平成十七年秋 田県条例第七十  
 八号) (平成十五年秋 田県条例第八十  
 四号)

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所  
秋田県山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄